

万が一の際の死亡・所定の高度障がい状態を保障
残されたご家族のために

商品内容のご説明

意向確認書	ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。
この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により定期間継続して加入いただくことができます。	
■死亡保障・高度障がい保障【団体定期保険】	当パンフレット(ソニーグループ専用保険のページに掲載しておりますパンフレットの「契約概要」「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

万が一の際に備える

	引受	加入対象者
団体定期保険	日本生命保険相互会社(事務幹事会社)	本人 配偶者※ (配偶者のみのご加入はできません。)
団体傷害保障	ソニーグループ保障共済会	本人 配偶者※ (配偶者が団体定期保険に加入していれば、配偶者のみの加入も可能です。)

※会社が認める同性パートナーを含みます。

グループ保険は **団体定期保険(生命保険)** 死亡・所定の高度障がい保障 **団体傷害保障(上乗せ保障)** ケガによる死亡・後遺障害保障(上乗せ保障) で構成されています。

それぞれの商品特性により取扱いが相違する部分がありますので、ご注意ください。

商品ごとの主な取扱内容につきましては、7ページをご確認ください。

保障額と保険料

団体定期保険

死亡・病気やケガによる所定の高度障がい状態を保障

＜月払保険料(概算)＞

(保険料の単位:円)

加入いただける方 および加入可能額	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	性別	生年月日									
			1991/7/2～ 2012/1/1	1986/7/2～ 1991/7/1	1981/7/2～ 1986/7/1	1976/7/2～ 1981/7/1	1971/7/2～ 1976/7/1	1966/7/2～ 1971/7/1	1966/1/2～ 1966/7/1	1961/7/2～ 1966/1/1	1961/1/2～ 1961/7/1	1956/7/2～ 1961/1/1
本人	200万円	男性	601	607	617	634	660	696		759		847
		女性	592	602	608	620	635	650		674		708
	300万円	男性	901	910	926	952	990	1,045		1,139		1,270
		女性	889	903	912	930	953	976		1,011		1,062
	500万円	男性	1,502	1,517	1,544	1,586	1,650	1,742		1,898		2,117
		女性	1,481	1,506	1,520	1,551	1,589	1,627		1,686		1,770
	1,000万円	男性	3,005	3,035	3,088	3,173	3,301	3,484		3,797		4,235
		女性	2,963	3,013	3,041	3,103	3,178	3,254		3,373		3,541
	1,500万円	男性	4,508	4,553	4,632	4,760	4,951	5,226		5,696		6,353
		女性	4,445	4,519	4,562	4,654	4,767	4,881		5,059		5,311
	2,000万円	男性	6,011	6,071	6,176	6,347	6,602	6,968		7,595		8,471
		女性	5,927	6,026	6,083	6,206	6,356	6,509		6,746		7,082
	2,500万円	男性	7,513	7,588	7,720	7,933	8,252	8,710		9,493		10,588
		女性	7,408	7,532	7,603	7,757	7,945	8,136		8,432		8,852
	3,000万円	男性	9,016	9,106	9,264	9,520	9,903	10,452		11,392		12,706
		女性	8,890	9,039	9,124	9,309	9,534	9,763		10,119		10,623
	3,500万円	男性	10,519	10,624	10,808	11,107	11,553	12,194		13,291		14,824
		女性	10,372	10,545	10,645	10,860	11,123	11,390		11,805		12,393
	4,000万円	男性	12,022	12,142	12,352	12,694	13,204	13,936		15,190		16,942
		女性	11,854	12,052	12,166	12,412	12,712	13,018		13,492		14,164
	4,500万円	男性	13,524	13,659	13,896	14,280	14,854	15,678	17,088	加入いただけません。 ＜保険金額の上限について＞ 2027年1月1日時点の年齢における保険金額の上限は以下のとおりです。 満61歳以上の方(1961/1/2～1966/1/1): 4,000万円以下 満66歳以上の方(1956/7/2～1961/1/1): 2,000万円以下 詳細は、7ページの「在職継続者の保険金額上限」欄をご確認ください。		
		女性	13,335	13,558	13,686	13,963	14,301	14,645	15,178			
	5,000万円	男性	15,027	15,177	15,440	15,867	16,505	17,420	18,987			
		女性	14,817	15,065	15,207	15,515	15,890	16,272	16,865			
	5,500万円	男性	16,530	16,695	16,984	17,454	18,155	19,162	20,886			
		女性	16,299	16,571	16,728	17,066	17,479	17,899	18,551			
	6,000万円	男性	18,033	18,213	18,528	19,041	19,806	20,904	22,785			
		女性	17,781	18,078	18,249	18,618	19,068	19,527	20,238			

●配偶者の保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。 ●生年月日が1956/7/1以前の加入者の方には、別途配付資料内の書面にて案内込締切後に算出し、更新日(今回は2027年1月1日)から適用します。(2026年12月下旬以降にソニーグループ専用保険のページでお知らせします。)適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万が一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

いたします。 ●記載の保険料は概算保険料です。正規保険料は申なお、保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に保険料が高くなります。また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用

プラス

団体傷害保障(上乗せ保障)

不慮の事故(ケガ)による死亡・後遺障害保障
(注)団体傷害保障(上乗せ保障)のみのご加入はできません。

本人

配偶者

タイプ	傷害死亡・後遺障害保険金額	月払保険料
A	200万円	100円
B	300万円	150円
C	500万円	250円
D	800万円	400円

Point

【グループ保険(団体定期保険)のPoint】

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、**配当金をお支払いします**。配当金のお支払いがある場合は、**実質負担額が軽減**されます。配当金の詳細につきましては、7ページをご確認ください。

■30歳男性 死亡保険金額(高度障がい保険金額) 3,000万円にご加入の場合

月払保険料 9,238円(※1)

実質負担月払保険料 約4,525円(※2)

2025年度
配当還元率
約51.0%(※3)

＜過去3年間の配当還元率(※3)＞

年度	2023年度	2024年度	2025年度
保険期間	2023年1月1日～ 2023年12月31日	2024年1月1日～ 2024年12月31日	2025年1月1日～ 2025年12月31日
配当還元率(※3)	約74.0%	約59.6%	約51.0%

(※1) 2025年度の年間払込保険料：110,856円

(※2) 年間払込保険料から配当金差引後の実質負担額(月額換算)

(※3) 年間払込保険料に対する配当金の割合です。
ただし、配当金分配対象とならない年度途中脱退者および退職後継続加入者の保険料は年間払込保険料に含みません。

上記は過去の配当実績に基づくものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。
配当金は翌年3月の給与で前年の払込保険料に対して払込期間に応じた金額が支払われます。

---------------------------	--

---------------------------	--



団体定期保険

【加入資格】

以下の加入資格の他、Web 申込画面（または「申込書兼告知書」）に記載の内容を十分ご確認ください。なお、新規加入・増額のお申込みにあたっては、「正しく告知いただくために」を必ずご確認ください。以下の年齢は効力発生日（加入日）現在の年齢です。

本人：ソニーグループ（株）および関連会社の役員・社員（再雇用者を含む）の方で新規加入・増額は、年齢満60歳以下の方。在職継続加入は、年齢満75歳以下の方。

配偶者：ソニーグループ（株）および関連会社の役員・社員（再雇用者を含む）の配偶者（会社が認める同性パートナーを含む）の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上満60歳以下の方。
在職継続加入は、年齢満75歳以下の方。
※役員・社員（再雇用者を含む）は、保険料が給与から控除できる方に限りします。

①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②原則、本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者のみで加入することはできません。
④配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。
⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとと続いたいただいた場合、2ページの「ご退職後の保障継続について」とおり継続加入いただくことができます。
⑦日本国籍以外の方の場合、正式な婚姻関係があれば、上記加入資格を満たします。

【保険期間】

●保険期間は効力発生日～2027年12月31日までです。
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。毎年「秋の保険月間」以外では、プラン変更・脱退（※）は原則できません。
（※）保険法第58条に定められた場合を除きます。

【この保険契約から脱退いただく場合】

●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
●配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。（例えば、3月14日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は巻末に記載の団体お問合せ先までご連絡ください。

【配当金】

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお支払いします。配当金のお支払いがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
●脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方には配当金は支払われません。
●退職後継続加入者には配当金は支払われません。（12月にご退職の方は当年度配当金は支払われます。支払い方法については、ご退職手続き時に（株）NSF エンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターにご確認ください。）

【診 査】

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※なお、健康状態等によってはご加入・増額をお断りする場合もあります。
※告知に関しては、57～58ページの「正しく告知いただくために」をご覧ください。
※お引受けの判断の結果に関わらず、提出いただいた「申込書兼告知書」[被保険者の告知書]等は返却されず、保険会社に所定の期間保管されます。

【受取人】

●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹・会社が認める同性パートナーから選択できます。
●配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身です。
※新規に加入される方で、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
※すでに加入されている方で、本人の死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（Web での受取人変更のお取扱いはできません。）
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、（株）NSF エンゲージメントが引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

【税務上のお取り扱い】

<保険料>
●主契約の実質負担額（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。ただし、同性パートナーを受取人に指定されている方は対象となります。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
（https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/）

※一般生命保険料控除の対象となる実質負担額については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

●死亡保険金

本人：相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

配偶者：本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

<年 金>

●年 金…（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※
※必要経費＝ $\frac{\text{年金年額} \times \text{年金基金充当金}}{\text{（除配当金）} \times \text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等については、2026年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

【保険金のお支払事由】

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
（※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日を行い、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
（※2）対象となる「高度障がい状態」とは

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障がい（視力障がい）
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障がい
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、首言言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部でてき出により発音が不能の場合
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
※保険金のお支払いは、日本国内の金融機関への口座振込みとなります。

【保険金をお支払いしない場合等（詳細）】

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（※3）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
・保険契約者・被保険者の故意。
・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（※4）

【高度障がい保険金】

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※3）時以後に生じた場合に限り、（原因となる傷病がご加入（※3）時前に生じていた場合には、お支払事由に

該当しません。）
したがって、原因となる傷病がご加入（※3）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入（※3）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※3）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐欺する目的または他人に詐欺させる目的で事故招致（末遂を含みます。）をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（末遂を含みます。）があったとき。
③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。
（※3）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

（※4）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

（※3）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

（※4）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【保険金のご請求の時効について】

死亡保険金、高度障がい保険金その他のこの保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、その支払事由が生じた時から3年間請求がない場合には消滅します。

【保険金の年金受取り】

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類と内容　＝受取人の方が以下の年金を自由に選ぶことができます＝						
年金の種類 種類		年金の型	年金受取り	年金受取 開始日	一括受取 請求	年金受取人が 死亡された場合
確定 年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日 5月1日 8月1日 11月1日)	年金受取人の請求によって年金受取りに代えて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
終身 年金	〔保証期間15年〕 終身	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの期間は保証期間までです。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から

選択いただけます。

- 年金とともに受取る方法
- 年金の買増にあてる方法
- 利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について】

・所定の利率（※）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

（※）利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

○年金受取人は、死亡保険金（高度障がい保険金）の受取人です。
○第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
○年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
○保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

【制度運営および引受保険会社】

●当制度はソニーグループ株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2026年5月21日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	日本生命保険相互会社	(52.5%)	(事務幹事会社)
	ソニー生命保険株式会社	(30.5%)	
	明治安田生命保険相互会社	(10.5%)	
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	(2.5%)	
	太陽生命保険株式会社	(2.0%)	
	第一生命保険株式会社	(2.0%)	

【個人情報の取扱いに関するソニーグループ株式会社および株式会社 NSF エンゲージメントと引受保険会社からのお知らせ】

●この保険契約は、ソニーグループ株式会社（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、ソニーグループ株式会社と事務委託会社である株式会社 NSF エンゲージメント（以下、「団体等」といいます。）および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。団体等および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体等、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体等、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
（注）保健医療等の微機（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人とその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

日本生命保険相互会社、ソニーグループ保障共済会の2種類の契約に基づいて運営されており、日本生命保険相互会社、ソニーグループ保障共済会が相互に加入内容を知り得ることがありますが、事務目的以外では一切使用しないよう必要な措置を講じておりますのでご了承ください。

【ご相談窓口等】

ご照会・ご意見につきましては、以下の団体お問合せ先までご連絡ください。（なお、引受保険会社へのご要望・ご意見につきましては、同じく以下の日本生命お問合せ先までご連絡ください。）

団体お問合せ先	株式会社 NSF エンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンター TEL:0120-58-6633
日本生命お問合せ先	日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925（通話料無料） 〔受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）〕 〔受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く）〕

※お問合せの際には、記号証券番号（930-71064）をお知らせください。

【「障がい」の表記】

当パンフレットの団体定期保険部分では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有な名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

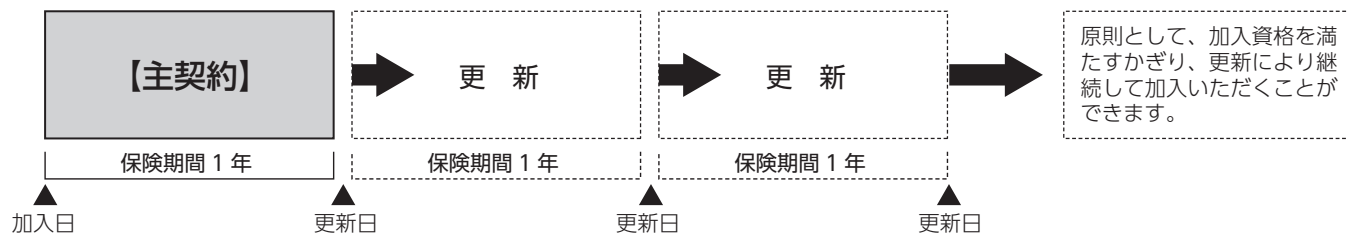
その他詳細につきましては、当パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。

しくみ図(イメージ)



※当パンフレット等に記載の保障内容、保険料、加入資格等、団体定期保険の制度内容は、将来、変更されることがあります。

主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(※)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、5～6ページの該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、31ページの該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、31ページの該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、31ページの該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、31ページの該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、32ページの該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・ご意見につきましては、巻末に記載のお問合せ先までご連絡ください。
(なお、引受保険会社へのご要望・ご意見につきましては、32ページに記載の日本生命お問合せ先までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。



この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、当パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。
(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みに はクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず Web 申込画面または指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、当パンフレット・「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、Web 申込画面、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、31～32ページに記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、31ページに記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、31～32ページに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに巻末に記載のお問合せ先にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・ご意見につきましては、巻末に記載のお問合せ先までご連絡ください。
(なお、引受保険会社へのご要望・ご意見につきましては、32ページに記載の日本生命お問合せ先までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。



- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、Web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となれる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人が有りのまますを告知してください。（告知義務）

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、**Web 申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。**
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知いただいたことになりません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面（Web 申込画面または「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6. Web 申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただきます、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、Web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（*）
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
- （*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6 Web 申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

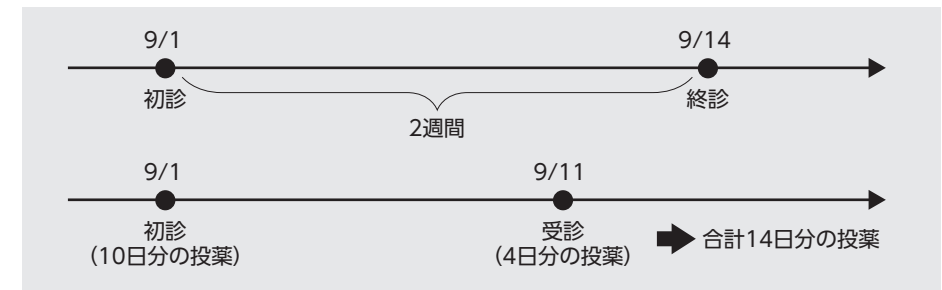
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および **Web 申込画面または「申込書兼告知書」に記載されている質問事項をご確認のうえ**、告知してください。
- 主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、Web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力（記入）ください。
- 入力（記入）いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- Web 申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

■質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限* 1を受けていますか。（配偶者の場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬* 2を受けたことがありますか。）
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり* 3、医師の治療・投薬* 2を受けたことがありますか。

■補足説明

- * 1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。
- * 2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。
- * 3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



（注1）以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- 妊娠（正常）による入院

（注2）「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。（「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印（告知印）」を押印のうえ、ご提出ください。）

（注3）新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- Web 申込画面または「申込書兼告知書」等への入力（記入）の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- Web 申込画面または「申込書兼告知書」を入力（提出）された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。